

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定しましたら、「令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)交付要綱」第6条第9項の規定に基づき、以下により、報告書等の提出をお願いします。

なお、慰労金については報告書等の提出は不要です。

1 提出書類

(1) 令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)

(2) 別添参考書類

※書類の作成に当たっては、別添「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書作成及び提出要領」を参照してください。

2 報告期限

令和4年6月30日(木)

※入控除税額が確定した場合には、速やかに報告をお願いします。

なお、返還額が0円の場合でも報告は必要です。

3 報告先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎12階

千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課 慰労金・支援金担当 宛

※封筒オモテ面に「仕入控除税額報告書在中」と朱書きしてください。

4 その他

消費税仕入れ控除税額制度の詳細については、国税当局へお問合せください。